

組合へ入るのをためらっているあなたへ…

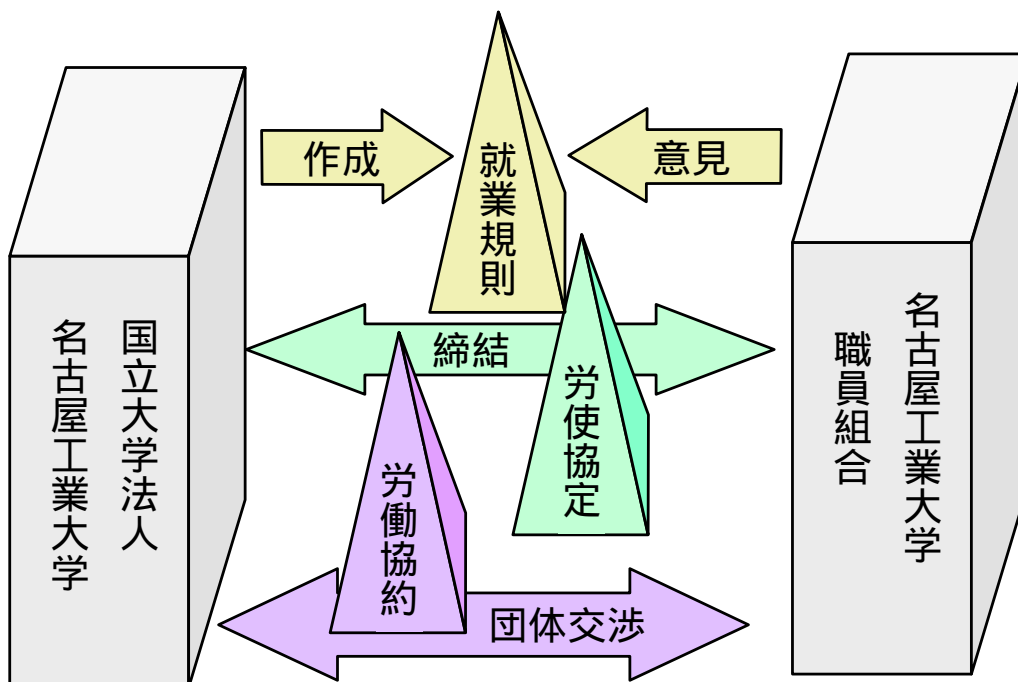
- 職員組合に関するQ & A -

昨年7月の職員組合定期総会から、これまでに約100名の加入があり、現在の組合員数は200名を越えています。この間、法人化に向けて職員組合への加入を積極的に呼びかけてきましたが、こうした過程で組合に対するいくつかの質問・疑問が寄せられています。そのような質問・疑問にお答えするためにQ & Aを作成しました。これを読んで組合の必要性を感じたらぜひご加入ください。

Q 組合に入るメリットは何ですか？

A これまでは、組合活動を通じて獲得したベースアップ、諸手当の新設や増額、介護休暇や育児休暇などの休暇制度のような権利は、国家公務員法や人事院規則など法律に反映されてきました。したがって組合への加入・未加入に関わらず、国家公務員であれば一律にその恩恵を受けることができました。しかし法人化されれば、そうした法律の枠外に位置づけられ、職員と大学の交渉によって労働条件等が決まることとなります。例えば、組合が大学当局と労働協約を締結して、有利な労働条件を獲得した場合、その対象は組合員だけとなります。つまり組合に加入しているか否かで、同じ職場にいても労働条件に差が生じることになるのです。なお、松井新学長は、組合からの公開質問状に対して「労働協約については職員組合との交渉を誠実にを行います。」と回答しています。

職員組合が教職員の過半数を占めた場合



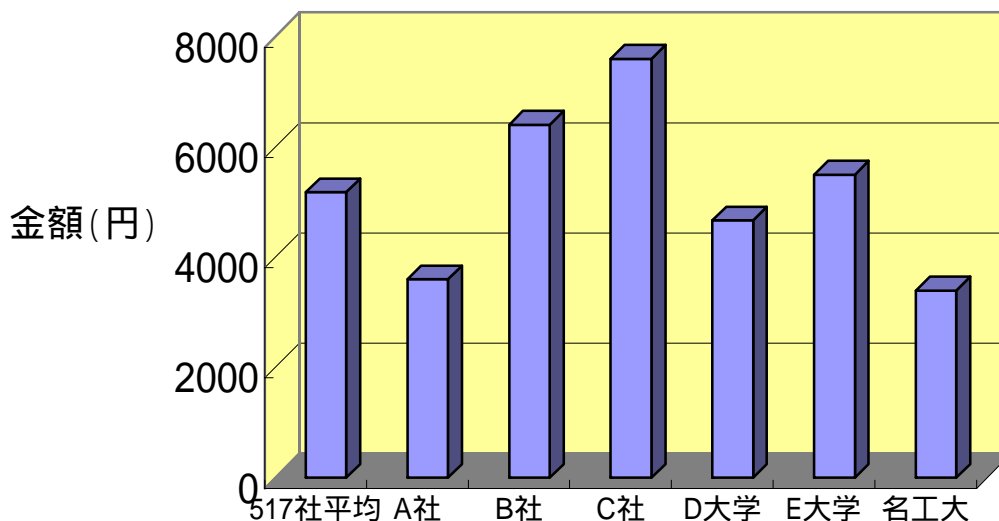
Q 組合費が高いと思うのですが？

A (財)連合総合生活開発研究所の2003年度報告によれば、連合に加盟している571組合の月額平均組合費は5,177円で、平均賃金に占める組合費の割合は1.69%となっています。例えば、この地域の企業の組合費をみると、A社(研究所)は基本給の0.9%、B社(自動車)は基本給の1.6%、C社(通信)は賃金の1.9%となっており、企業によってまちまちです。また国立大学では、D大は基本給の0.9%+800円を16ヶ月分(ボーナスも含む)で上限5000円、E大は常勤職員は基本給の1.5%(上限5500円)、非常勤職員は1.0%となっています。

ちなみに名工大職員組合の組合費は、基本給の0.8%+200円ですので、組合費としてはむしろ安いといえるでしょう。

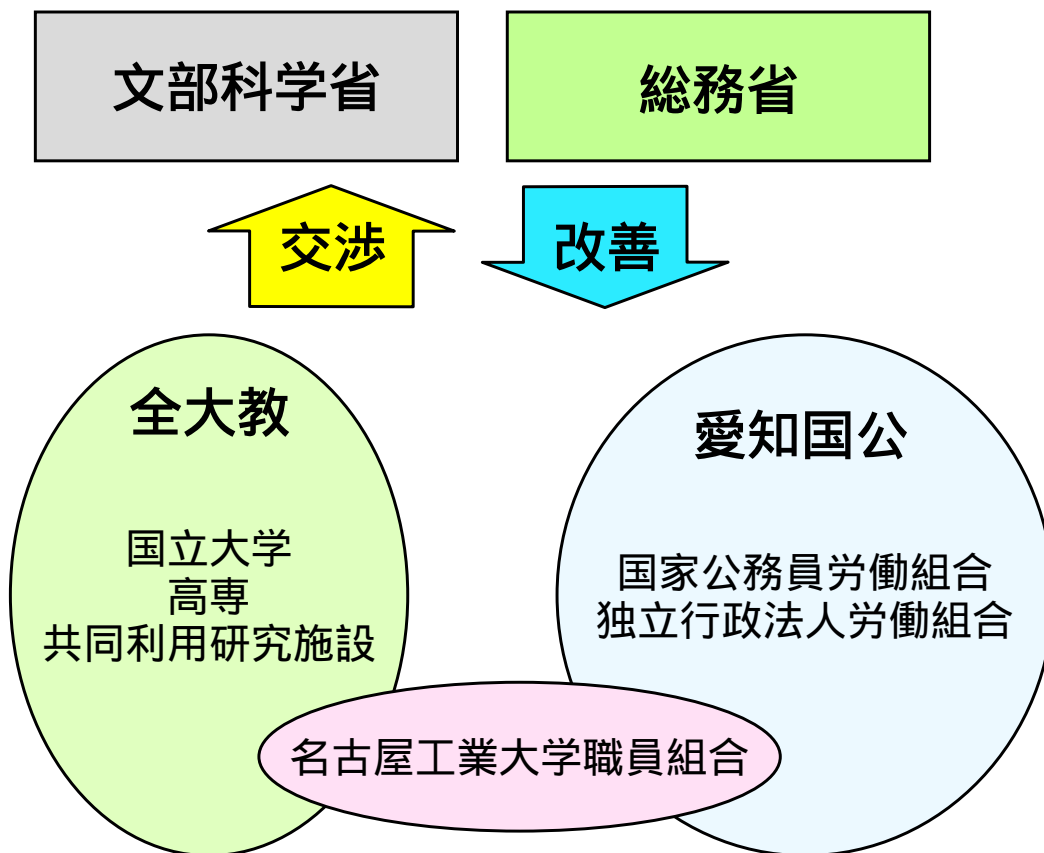
名工大職員組合の組合費の使用内訳は、ビラなどの情報宣伝費、定期大会等の参加費、人件費、全大教(全国大学高専教職員組合)や愛知国公(愛知県国家公務員労働組合共闘会議)への分担金、定期総会等の会合費、組合員の歓送迎会費などに使用されています。組合費の使用については、毎年、会計監査を受けて定期総会で全組合員に報告をすることになっています。

組合費(月額)の比較



Q なぜ全大教や愛知国公に加盟しているの？

A 全大教は、国立大学や高専、共同利用研究所などの組合が所属している組織です。国立大学の運営費交付金などの支給は、文科省や総務省などの意向が強く反映されますが、文科省や総務省は、大学の組合との個別の交渉には応じてくれません。そこで全大教を通じて文科省や総務省との交渉を行い、運営費交付金の配分額や昇格ポスト、給与ベース、諸手当の改廃などを決めていくこととなります。つまり、全大教の交渉次第で各大学に配分される予算額が変わってくるのです。また愛知国公は、愛知県内の国家公務員組合が所属している組織です。ここには労働基準監督署や裁判所の職員なども参画しており、いわば法律・行政の専門家集団といえます。労働条件や待遇改善などに適切なアドバイスをしてもらえます。さらに愛知国公を通じて弁護士等への委託もしていますので、万が一、不利益な処分を受けたときには、強い味方となってくれます。



Q 組合に入ると不利益になることはないですか？

A 組合員だからといって不利益が生じることは全くありません。それどころか、先に書いたように、もし組合が労働協約を締結すれば、労働条件等は組合員の方がむしろ有利となります。また法人化後には、教員の任期制導入や非常勤職員の雇い止め、事務・技術職員の出向、配置換などの問題が起こることが予想されます。こうした事態に直面した場合、個人の力ではどうしようもありません。これまでなら人事院に提訴という方法もありましたが、4月以降はそれもできません。不当な処分に対抗できるのは組合しかないのです。民間企業では、不況ということでリストラが盛んに行われていますが、真っ先に首を切られるのは、組合が無い職場か、組合の力が弱いところですが、そのような状況にならないためにも、より多くの人が組合に入って、組合の力量を高めておく必要があります。

Q 過半数を超えてから入ってはいけないのか？ 4月1日に組合に入ってはいけないのか？

A 4月1日の法人化前に、大学は職員に対して就業規則の提示や労使協定の締結をしなければなりません。その時点で、大学は過半数代表者から就業規則について意見聴取を行い、労使協定の同意書が必要となります。現在、職員組合は職員の過半数を越えていません。そのため大学は組合ではなく、他の人から就業規則について意見聴取を行い、労使協定を締結することができます。そうなると大学にとって都合の良いだけの、職員の意向とはかけ離れた労使協定が結ばれるかもしれません。したがって過半数代表者が選出される時点で、組合が過半数を獲得しているかどうか非常に重要となってきます。もし4月1日になったら組合に入ろうと考えているのであれば、ためらう必要はありません。すぐに入ってください。組合が過半数を獲得していれば、労使協定や労働協約の締結をする際に、教職員にとって有利なものにすることができます。

もっとくわしく職員組合を知りたい方は・・・下記までお問い合わせください

電話 732 - 2111(内線)5735

電子メール kumiai.office@nitunion.jp

ホームページ <http://www.nitunion.jp/>